

本資料は、検討中のものであり、今後内容の追加・変更の可能性があります。

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針（第14章 需要者スイッチング支援のみ抜粋） 変更案 新旧対照表

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第14章 需要者スイッチング支援</p> <p>(スイッチング支援システム)</p> <p>第247条 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者<u>及び</u>高圧需要者並びに低圧FIT電源（FIT電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務（以下「スイッチング支援対象業務」という。）とする。但し、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。</p> <p>一 供給地点特定番号検索（高圧需要者に係るものを除く。）</p> <p>二 供給地点設備情報照会（高圧需要者に係るものを除く。）</p> <p>三 使用量情報照会（低圧FIT電源に係るものを除く。）</p> <p>四 託送等異動業務（高圧需要者、<u>低</u>圧FIT電源の再点<u>及び</u>需要抑制量調整供給契約に係るものを除く。）</p> <p>五 スイッチング廃止取次（低圧FIT電源に係るものを除く。）</p> <p>六 業務処理状況照会</p> <p>七 小売電気事業者情報照会</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第14章 需要者スイッチング支援</p> <p>(スイッチング支援システム)</p> <p>第247条 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者<u>並びに</u>高圧需要者並びに低圧FIT電源（FIT電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）<u>及び</u><u>低圧FIT卒業電源（FIT電源契約の実績がある電源で、FIT電源契約を終了した発電設備のうち、低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ）</u>を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務（以下「スイッチング支援対象業務」という。）とする。但し、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。</p> <p>一 供給地点特定番号検索（高圧需要者に係るものを除く。）</p> <p>二 供給地点設備情報照会（高圧需要者に係るものを除く。）</p> <p>三 使用量情報照会（低圧FIT電源<u>及び</u><u>低圧FIT卒業電源</u>に係るものを除く。）</p> <p>四 託送等異動業務（高圧需要者<u>の再点及びアンペア変更並びに</u>低圧FIT電源の再点、<u>託送供給契約の切替及びアンペア変更並びに</u>低圧FIT卒業電源のアンペア変更並びに需要抑制量調整供給契約に係るものを除く。）</p> <p>五 スイッチング廃止取次（低圧FIT電源に係るものを除く。）</p> <p>六 業務処理状況照会</p> <p>七 小売電気事業者情報照会</p>
<p>(一般送配電事業者による連携システムの開発)</p> <p>第248条 (略)</p>	<p>(一般送配電事業者による連携システムの開発)</p> <p>第248条 (略)</p>
<p>(システム利用規約の遵守等)</p> <p>第249条 (略)</p>	<p>(システム利用規約の遵守等)</p> <p>第249条 (略)</p>
<p>(供給地点設備情報照会)</p> <p>第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧FIT電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧FIT電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p>	<p>(供給地点設備情報照会)</p> <p>第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧FIT電源<u>及び</u><u>低圧FIT卒業電源</u>に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p> <p>2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧FIT電源<u>及び</u><u>低圧FIT卒業電源</u>に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(使用量情報照会) 第252条 (略)	(使用量情報照会) 第252条 (略)
(託送等異動業務) 第253条 託送等異動業務の具体的内容は次の各号に掲げるとおりとする。 一 託送供給契約の切替え 二 需要者の移転等に伴う電気の使用の開始 (以下「再点」という。) 三 需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用又は発電の停止 (以下「廃止」という。) 四 (略) 五 需要者及び発電者の情報の変更	(託送等異動業務) 第253条 託送等異動業務の具体的内容は次の各号に掲げるとおりとする。 一 託送供給契約の切替え 二 需要者 <u>又は発電設備設置者</u> の移転等に伴う電気の使用の開始 <u>又は発電の開始</u> (以下「再点」という。) 三 需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用又は発電の停止 (以下「廃止」という。) 四 契約電流の変更 (以下「アンペア変更」という。) 五 需要者及び発電 <u>設備設置者</u> の情報の変更
(託送供給契約の切替え) 第254条 (略)	(託送供給契約の切替え) 第254条 (略)
(再点の申込み) 第255条 (略)	(再点の申込み) 第255条 (略)
(廃止申込み) 第256条 (略)	(廃止申込み) 第256条 (略)
(アンペア変更) 第257条 (略)	(アンペア変更) 第257条 (略)
(需要者情報変更) 第258条 (略)	(需要者情報変更) 第258条 (略)
(同一供給地点におけるアンマッチの解消) 第259条 (略)	(同一供給地点におけるアンマッチの解消) 第259条 (略)
(スイッチング廃止取次) 第260条 (略)	(スイッチング廃止取次) 第260条 (略)
(スイッチング廃止取次の委任を受けるときの説明義務) 第261条 (略)	(スイッチング廃止取次の委任を受けるときの説明義務) 第261条 (略)
(業務処理状況の照会) 第262条 (略)	(業務処理状況の照会) 第262条 (略)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(小売電気事業者の情報の照会) 第263条 (略)	(小売電気事業者の情報の照会) 第263条 (略)
(スイッチング支援システムの利用) 第264条 (略)	(スイッチング支援システムの利用) 第264条 (略)
(目的外利用の禁止) 第265条 (略)	(目的外利用の禁止) 第265条 (略)
(低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合) 第266条 低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。但し、 <u>第254条、第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用しない。</u>	(低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合) 第266条 低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。但し、 <u>低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条から第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用せず、低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条、第252条、第253条、第255条の第2項及び第3項並びに第257条は適用せず、発電設備設置者が現に一般送配電事業者と電気の特定期約を締結している低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、第247条及び第252条から第262条までを適用しない。</u>